

【機密性 1】

基発 0326 第 1 号
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険における柔道整復師の指名施術所に対する療養（補償）等給付たる
療養の費用の受任者払の取扱いについて

労災保険における柔道整復師に対する療養（補償）等給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについては、昭和 34 年 8 月 5 日付け基発第 545 号「柔道整復師に対する療養補償費の受任者払の取扱いについて」、平成 3 年 7 月 8 日付け補償課長事務連絡第 23 号「個人の申請に基づく柔道整復師等の受任者払いの取扱いについて」及び平成 16 年 1 月 21 日付け基発第 0121007 号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」等に基づき、その取扱いを行ってきたところである。

関係柔道整復師団体に所属している場合や個人契約による場合などによって、受任者払の申請等の取扱いを定めている通達が異なることから、手続きが分かりづらい状況であったため、今般、受任者払の取扱いに係る通達を統合し、下記のとおり整理したので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、昭和 34 年 8 月 5 日付け基発第 545 号「柔道整復師に対する療養補償費の受任者払の取扱いについて」、平成 3 年 7 月 8 日付け補償課長事務連絡第 23 号「個人の申請に基づく柔道整復師等の受任者払いの取扱いについて」及び平成 16 年 1 月 21 日付け基発第 0121007 号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」は廃止する。

記

1 目的

柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号。以下「柔整師法」という。）第 2 条第 2 項に規定する柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所（以下「施術所」という。）において、柔整師法第 2 条第 1 項に規定する柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）等給付たる療養の費用（以下「療養の費用」という。）に関し、柔道整復師が被災労働者から受領

の委任を受けたときに、被災労働者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）が療養の費用を支払う場合（以下「受任者払」という。）の取扱いを定めることを目的とする。

2 受任者払を認める対象者

施術所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、以下の（１）～（３）の柔道整復師について、「４ 受任者払を認める要件」に該当する場合には、柔道整復師に係る療養の費用について受任者払を認める施術所（以下「指名施術所」という。）として指名することができる。

- （１） 関係柔道整復師団体と施術に関する協定を締結している場合にあつては、その団体の会員である柔道整復師。
- （２） 開設者である柔道整復師が指名施術所で施術を行う場合は、開設者である柔道整復師。
- （３） 開設者である柔道整復師が指名施術所で施術を行わない場合又は開設者が柔道整復師でない場合は、当該施術所で施術を行う柔道整復師の中から開設者が選任した者。

なお、開設者から選任された受任者払の受任者となるべき者は、他の柔道整復師から、あらかじめ、当該柔道整復師が担当した施術に係る療養の費用に関し、受任者になることについて同意を得ていることが必要となる。

また、開設者自らが行う施術についても受任者払の取扱いができるものであること。

3 指名申請

- （１） 受任者払を希望するときは、受任者となるべき者が下記①及び②の書類を所轄局長へ提出すること。
- （２） 受任者が「２ 受任者払を認める対象者」の（２）に該当する場合は、下記③の書類を添付すること。
- （３） 受任者が「２ 受任者払を認める対象者」の（３）に該当する場合は、下記③及び④の書類を添付すること。
- （４） 柔道整復業務に従事する柔道整復師が複数名存在する施術所において、受任者以外の柔道整復師が施術を行う場合は、他の柔道整復師からあらかじめ同意を得ることが必要となるため、下記⑤の書類も提出させること。
- （５） 別に定める「指定・指名機関登録（変更）報告書」（診機様式第 22 号・23 号）の提出は指名申請と同時でも差し支えないこと。

（提出書類）

- ① 「柔道整復師が担当した施術に係る受任者払の指名施術所申請書」（様式第 1 号）
- ② 「柔道整復師法第 19 条第 1 項の規定に基づく施術所の届出」（写）
- ③ 「確約書」（様式第 1 号－ 2）
- ④ 「受任者選任届」（様式第 1 号－ 3）
- ⑤ 「柔道整復施術費用の受任者払に係る同意書」（様式第 1 号－ 4）

4 受任者払を認める要件

「３ 指名申請」に定める書類を提出した上で、以下の要件を満たす場合に受任者払

を認めること。

- (1) 指名の対象となる施術所は、柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）第18条（施術所の構造設備基準）及び第19条（衛生上必要な措置）に適合していること。
- (2) 過去に指名の取消しを受けた施術所である場合は、原則として取消し後5年を経過していること。

5 指名の通知

申請書を受理した所轄局長は、「4 受任者払を認める要件」に定める要件を調査し、次により申請者に通知すること。

- (1) 「4 受任者払を認める要件」に定める要件に該当するとして指名施術所の指名を行う場合は、「指名施術所の指名通知書」（様式第2号）により通知すること。
- (2) 「4 受任者払を認める要件」に定める要件に該当しないとして指名施術所の指名を行わない場合は、「施術所の非指名通知書」（様式第3号）に指名しないことの理由を記載し通知すること。

6 指名の期間

指名期間は、指名の日から起算して2年とし、次の場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新するものとする。

- (1) 被災労働者と受任者との間で受任者払に関し支障があった場合等（指名の取消しを行った場合を除く。）であって、期間満了の日の1か月前までに指名を行った所轄局長が更新しない旨の通知を行った場合。
- (2) 受任者から更新しない意思表示があった場合。

7 指名の取消し

指名を行った所轄局長は、指名施術所の柔道整復師が次の各号に該当する場合は、指名施術所の指名の取消しをすることができる。

この場合は、「指名施術所の指名取消通知書」（様式第4号）により、受任者に対しその理由を付して通知すること。

- (1) 療養の費用の請求内容に架空請求等の不正又は不当の事実が認められたとき。
- (2) 関係法令及び本通達に違反したとき。
- (3) その他受任者払の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。